

江別市新型コロナウイルス 感染症対策支援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者等が販路の拡大や生産性の向上を目指して取り組む事業を支援します。

補助率

事業に必要な経費の
10分の8を補助

上限額

最大 **200万円**

市内事業者等の事業の継続と市内経済の活性化に対する効果があり、売上げアップと顧客サービス向上につながる工夫や取組みを支援します。

<補助対象となる事業の例>

業種は何でもOK!

- 割引クーポン、プレミアム付商品券、スタンプカード等の制作費用
- 販路拡大や商品在庫処分等の情報発信を目的として、共同ホームページを開設するための費用
- 共同宅配用自動車等のリース費用、共同外販用の会場等リース費用などの備品レンタル料
- ポスター、チラシ、パンフレット、ホームページ等の制作費、広報費

※複数の事業者による協力が条件。1事業者のみの利益となる内容は不可です。

<お問合せ先> 011-381-1023 (江別市 経済部 商工労働課)

申請書様式など、詳しくは、市のホームページをごらんください。

業況が悪化した市内事業者等が、複数で協力し、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新たな取組みを行う際の経費を補助します！

～ よくあるご質問 ～

Q. 複数の業者で協力するとは、どのようなことですか。

A. 新型コロナウイルスの影響を受けている複数の店舗等で協力し、共同宅配キャンペーンを行う、共同で商品券を発行する、共同でオンラインショップのホームページを立ち上げるなど、厳しい状況を打開できるような新たな取組みを行うことです。

同業者同士、商店街団体等での申請のほか、他業種と協力して行う企画も可能です。

Q. 対象とならない経費はどのようなものですか。

A. 施設整備費、テントや機材等の購入費など、事業終了後も使用可能な物品等（ハード設備）の費用は対象外です。

また、販売する商品そのものに係る経費も対象外です。

協力し合う複数業者は申請主体となりますので、複数業者に含まれる事業者への支払い経費も対象とはなりません。

Q. ポスターの印刷を印刷会社をお願いしたいのですが、印刷会社と自社との協力でも、複数事業者とみなされますか？

A. 印刷発注先となる印刷会社、配達を請け負う宅配業者などは、協力者としての複数業者に含まれません。

このような業者と協力して新たな取組みを行うことも可能ですが、協力業者への支払い部分は補助対象経費から除かれます。

Q. 複数の店舗で申請したいのですが、それぞれのお店のパンフレットやホームページ作成の費用は対象となりますか。

A. 複数の店舗が協力して行う取組み、キャンペーン等であることがわかる内容の宣伝費、制作物等は対象となります。それぞれのお店のみを紹介するような通常のHP、パンフレット等は対象外となります。

※原則として、事業を行う（経費が発生する）前の申請が必要となります。

新型コロナウイルス感染症に負けず、事業者も市民もまちも元気になれるような新たな工夫や取組みを応援します！！